

読解 民事訴訟法 [ISBN 978-4-641-13689-2]
重版 (2刷) 訂正 / 重版 (3刷) 訂正 / 重版 (4刷) 訂正

4刷にあたり、下記のように修正を行いました。[2017年10月]

■ viii 頁 4 文献の略語

上から1行目 秋山ほか I~IV 菊井維大=村松俊夫(原著)・秋山幹男ほか『コンメンター
ル民事訴訟法 I [第2版]』(日本評論社, 2006), …
→秋山ほか I~IV 菊井維大=村松俊夫(原著)・秋山幹男ほか『コンメンター
ル民事訴訟法 I [第2版追補版]』(日本評論社, 2014), …

上から4行目 伊藤 伊藤眞『民事訴訟法 [第4版補訂版]』(有斐閣, 2014)
→伊藤 伊藤眞『民事訴訟法 [第5版]』(有斐閣, 2016)

■ ix 頁 4 文献の略語

1行目に追加

百選 [第5版] 高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例百選 [第5版]』(有斐閣, 2015)

上記・百選 [第5版] 追加後の2行目

松本=上野 松本博之=上野泰男『民事訴訟法 [第7版]』(弘文堂, 2012)
→松本=上野 松本博之=上野泰男『民事訴訟法 [第8版]』(弘文堂, 2015)

上記・百選 [第5版] 追加後の4行目

リーガルクエスト民訴 三木浩一ほか『民事訴訟法(リーガルクエストシリーズ)』(有
斐閣, 2013)
→リーガルクエスト民訴 三木浩一ほか『民事訴訟法(リーガルクエストシリーズ) [第
2版]』(有斐閣, 2015)

■ 9 頁 脚注 12)

下から5行目 百選 [第4版] 1 事件
→百選 [第5版] 1 事件

■ 10 頁 Column

下から1行目 「請求棄却」判決をすべきこと
→「請求棄却」判決をすべき(例外的に、前訴判決確定後まもなくの再訴のように、基準時後の新事由が考えがたい場合や、給付訴訟の勝訴者の再訴[☞Unit 7]の場合には、「訴えの利益がない」等として却下判決もありうる)こと

■ 16 頁 脚注 1)

下から 3 行目 (なお松本＝上野 42 頁参照)。
→(なお松本＝上野 44 頁参照)。

■ 17 頁

下から 5 行目 百選[第4版] 47 事件[萩屋昌志]
→百選[第5版] 47 事件[堀清史]

■ 25 頁 脚注 8)

下から 2 行目 百選[第4版] 75 事件
→百選[第5版] 74 事件

■ 32 頁 脚注 16)

上から 4 行目 伊藤 618 頁も
→伊藤 636 頁も

■ 32 頁 脚注 17)

1行目 伊藤 618 頁
→伊藤 636 頁

■ 35 頁 脚注 20)

1行目 伊藤 308 頁
→伊藤 316 頁

■ 36 頁 脚注 21)

1 行目 百選[第4版] 52 事件
→百選[第5版] 52 事件

■ 36 頁 脚注 22)

1 行目 伊藤 307 頁
→伊藤 315 頁

■ 46 頁 脚注 3)

1 行目冒頭 百選〔第4版〕54 事件
→百選〔第5版〕54 事件

■ 48 頁 脚注 6)

1 行目 百選〔第4版〕56 事件
→百選〔第5版〕56 事件

■ 54 頁 脚注 13)

上から 2 行目 裁判上の自白については 228 頁以下〔三木浩一〕, 特に 237 頁以下
→裁判上の自白については 231 頁以下〔三木浩一〕, 特に 240 頁以下

■ 59 頁 脚注 21)

1 行目 百選〔第4版〕54 事件
→百選〔第5版〕54 事件

■ 59 頁 脚注 22)

下から 2 行目 リーガルクエスト民訴 240 頁
→リーガルクエスト民訴 244 頁

■ 62 頁 脚注 26)

上から 3 行目 リーガルクエスト民訴 230 頁
→リーガルクエスト民訴 234 頁

■ 63 頁 脚注 27)

1 行目 リーガルクエスト民訴 240 頁
→リーガルクエスト民訴 244 頁

下から5行目 [第4版]では
→[第4版]以降では

■ 99 頁 表

上から 2 行 1 列目 百選〔第4版〕
→百選〔第5版〕

■ 100 頁 脚注 9)

上から 2 行目 百選〔第4版〕22 事件
→百選〔第5版〕22 事件

■ 103 頁

下から 10 行目 百選〔第4版〕A10 事件〔村田典子〕
→百選〔第5版〕A9 事件〔濱崎 録〕

■ 105 頁 脚注 20)

2 行目 伊藤 178 頁
→伊藤 183 頁

■ 106 頁 脚注 25)

1 行目 百選〔第4版〕28 事件
→百選〔第5版〕28 事件

■ 106 頁 脚注 25)

1 行目 松本＝上野 153 頁も
→松本＝上野 157 頁も

■ 106 頁 脚注 26)

1 行目 百選〔第4版〕28 事件
→百選〔第5版〕28 事件

■ 113 頁 脚注 1)

1 行目 百選〔第4版〕38①事件〔本間靖規〕

→百選〔第5版〕38①事件〔内海博俊〕

■ 118 頁 脚注 9)

2 行目 百選〔第4版〕29 事件
→百選〔第5版〕29 事件

■ 124 頁 脚注 23)

上から 2 行目 百選〔第4版〕37 事件
→百選〔第5版〕37 事件

■ 124 頁 脚注 24)

1 行目 百選〔第4版〕29 事件
→百選〔第5版〕29 事件

■ 139 頁 脚注 12)

1 行目, 4 行目 松本＝上野 581 頁
→松本＝上野 618 頁

1 行目 なお, 松本＝上野 576 頁は,
→なお, 松本＝上野 613 頁は,

■ 145 頁 脚注 20)

2 行目 松本＝上野 584 頁は,
→松本＝上野 621 頁は,

■ 146 頁 脚注 20)

1 行目 伊藤 512 頁
→伊藤 526 頁

■ 154 頁 脚注 6)

1 行目 松本＝上野 584 頁が
→松本＝上野 621 頁が

■ 154 頁 脚注 6)

上から 3 行目 伊藤 512 頁
→伊藤 526 頁

■ 158 頁 脚注 11)

1 行目 百選〔第4版〕84 事件〔松本博之〕
→百選〔第5版〕84 事件〔高田裕成〕

■ 158 頁 脚注 12)

下から 1 行目 百選〔第4版〕80 事件
→百選〔第5版〕79 事件

■ 163 頁 脚注 19)

1 行目 百選〔第4版〕80 事件 170 頁
→百選〔第5版〕79 事件 168 頁

■ 163 頁 脚注 19)

下から 1 行目 百選〔第4版〕81②事件〔河野正憲〕
→百選〔第5版〕80 事件〔松下淳一〕

■ 167 頁 脚注 12)

1 行目 松本＝上野 670 頁。
→松本＝上野 715 頁。

■ 170 頁 脚注 28)

1 行目 百選〔第4版〕36 事件
→百選〔第5版〕36 事件

■ 172 頁 脚注 2)

1 行目 民集 11 卷 6 号 948 頁, 判時 120 号 1 頁, 判夕 76 号・24 頁。
→民集 11 卷 6 号 948 頁, 判夕 76 号・24 頁, 百選〔第5版〕81 事件〔高橋宏志〕。

■ 175 頁 脚注 5)

1 行目 百選〔第4版〕81②事件〔河野正憲〕
→百選〔第5版〕80 事件〔松下淳一〕

■ 178 頁 脚注 15)

上から 4 行目 伊藤 213 頁等。
→伊藤 222 頁等。

■ 178 頁 脚注 16)

1 行目 伊藤 216 頁。
→伊藤 223 頁。

■ 178 頁 脚注 17)

1 行目 松本＝上野 595 頁以下
→松本＝上野 633 頁以下

■ 179 頁 脚注 20)

上から 8 行目 松本＝上野 594 頁
→松本＝上野 632 頁

■ 183 頁 脚注 25)

上から 7 行目 伊藤 217 頁, 松本＝上野 189 頁
→伊藤 224 頁, 松本＝上野 205 頁

■ 183 頁 脚注 25)

下から 1 行目 百選〔第4版〕83 事件 179 頁
→百選〔第5版〕83 事件 177 頁

■ 190 頁 脚注 33)

上から 2 行目 判タ 979 号 97 頁)
→判タ 979 号 97 頁, 百選〔第5版〕38②事件〔内海博俊〕

■ 198 頁 脚注 7)

1 行目 松本＝上野 591 頁。

→松本＝上野 629 頁。

■ 198 頁 脚注 8) 末尾

の 2)。

→ の 2)。なお、私見は、法教 421 号(2015)148 頁以下を参照されたい。

■ 199 頁 脚注 9)

1 行目 百選〔第4版〕81②事件〔河野正憲〕

→百選〔第5版〕80 事件〔松下淳一〕

■ 199 頁 脚注 10)

1 行目 伊藤 526 頁。

→伊藤 541 頁。

■ 202 頁 脚注 16)

下から 1 行目 百選〔第4版〕38②事件〔本間靖規〕

→百選〔第5版〕38②事件〔内海博俊〕

■ 203 頁 脚注 18)

1 行目 百選〔第4版〕38①事件〔本間靖規〕

→百選〔第5版〕38①事件〔内海博俊〕

■ 205 頁 脚注 24)

下から 1 行目 百選〔第4版〕A12 事件〔村田典子〕

→百選〔第5版〕A11 事件〔濱崎 録〕

■ 208 頁 脚注 29)

1 行目 松本＝上野 781 頁。

→松本＝上野 829 頁。

■ 210 頁 脚注 31)

1 行目 百選〔第4版〕112 事件

→百選〔第5版〕112 事件

■ 210 頁 脚注 32)

下から 1 行目 松本＝上野 335 頁以下
→松本＝上野 360 頁以下

■ 211 頁 脚注 34)

1 行目 松本＝上野 795 頁以下
→松本＝上野 844 頁以下

■ 214 頁 脚注 39)

1 行目 判夕 980 号 90 頁。
→判夕 980 号 90 頁, 百選〔第5版〕80 事件〔松下淳一〕。

■ 217 頁 脚注 42)

1 行目 松本＝上野 338 頁。
→松本＝上野 363 頁。

■ 227 頁 脚注 8)

下から 1 行目 百選〔第4版〕103 事件
→百選〔第5版〕102 事件

■ 228 頁 脚注 9)

下から 2 行目 百選〔第4版〕105 事件
→百選〔第5版〕104 事件

■ 230 頁 脚注 13)

1 行目 松本＝上野 756 頁、
→松本＝上野 805 頁、

■ 232 頁 脚注 16)

上から 3 行目 松本＝上野 754 頁等。
→松本＝上野 803 頁等。

■ 232 頁 脚注 17)

下から 1 行目 松本＝上野 758 頁。
→松本＝上野 807 頁。

■ 233 頁 脚注 19)

1 行目 松本＝上野 754 頁，
→松本＝上野 803 頁，

■ 235 頁 脚注 21)

下から 1 行目 百選〔第4版〕26 事件〔宇野聡〕
→百選〔第5版〕26 事件〔今津綾子〕

■ 240 頁 脚注 1)

1 行目 伊藤 623 頁。
→伊藤 641 頁。

■ 240 頁 脚注 1)

5 行目 松本＝上野 710 頁。
→松本＝上野 756 頁。

■ 243 頁 脚注 4)

1 行目 松本＝上野 710 頁参照
→松本＝上野 756 頁参照

■ 247 頁 脚注 9)

上から 3 行目 百選〔第4版〕99 事件 212 頁
→百選〔第5版〕98 事件 206 頁

■ 248 頁 脚注 10)

1 行目 百選〔第4版〕101 事件 216 頁
→百選〔第5版〕100 事件 210 頁

■ 249 頁 脚注 14)

1 行目 松本＝上野 714 頁以下
→松本＝上野 760 頁以下

■ 254 頁 脚注 20)

1 行目 百選〔第4版〕24 事件
→百選〔第5版〕24 事件

■ 255 頁 脚注 21)

1 行目 百選〔第4版〕101 事件
→百選〔第5版〕100 事件

■ 255 頁 脚注 23)

上から 4 行目 前掲注 10) 217 頁
→前掲注 10) 211 頁

■ 272 頁 脚注 5)

1 行目 百選〔第4版〕98 事件
→百選〔第5版〕97 事件

■ 284 頁 脚注 18)

下から 6 行目 判タ 1339 号 84 頁))。
→判タ 1339 号 84 頁, 百選〔第 5 版〕10 事件〔田邊誠〕)。

■ 284 頁 脚注 18)

下から 2 行目 リーガルクエスト民訴 539 頁
→リーガルクエスト民訴 549 頁

■ 293 頁 脚注 8)

1 行目 松本＝上野 794 頁
→松本＝上野 843 頁

■ 301 頁 脚注 16)

1行目 百選〔第4版〕111 事件
→百選〔第5版〕111 事件

■ 304 頁 脚注 18)

1 行目 百選〔第4版〕107 事件
→百選〔第5版〕106 事件

■ 305 頁 脚注 19)

1 行目 前掲注 18) 229 頁参照。
→前掲注 18) 223 頁参照。

■ 307 頁 脚注 24)

1 行目 前掲注 18) 229 頁参照。
→前掲注 18) 223 頁参照。

3刷にあたり、下記のように修正を行いました。〔2016年5月〕

■ 25頁【問題Ⅱ】

下から4行目 92万円
→93万円

■ 120頁 Column

下から5行目 控訴の提起
→後訴の提起

■ 124頁 脚注22)

1行目 前掲注7)
→前掲注 8)

■ 247頁 脚注9)

下から1行目 判タ272号221頁]など
→判タ272号221頁]]など

■ 258頁 脚注27) および 脚注28)

いずれも1行目 前掲注 18)
→前掲注 19)

■ 305頁

下から7行目 丙の請求棄却部分
→丙への請求棄却部分

2刷にあたり、下記のように修正を行いました。〔2015年4月〕

■ 29頁 Column

下から6行目 その間接事実を他の間接事実などと共に主要事実から推認する
→その間接事実を用い他の間接事実などと共に主要事実を推認する

■ 154頁 脚注6)

1行目 ドイツの通説である。我が国では
→ドイツの通説であり、我が国では

■ 187頁 4 ②

最後の行 方の「期待」・「信頼」保護・公平則)
→方の「期待」や「信頼」保護の要否・公平則

■ 227頁 脚注8)

3行目 それだけで参加の利益なしという結論が出るのに
→それだけで参加の利益なしという結論を出すことも可能なのに

■ 251頁

下から8行目 である」と明言する。
→である」と調査官解説(注16)は明言する。

■ 260頁

上から7行目 最低限「単独行使できない場合」に「必要的」共同訴訟になる
→最低限「単独行使できない(可能性がある)場合」に「必要的」共同訴訟になり
うる

■ 287頁 扉

その2 → その1